

一般社団法人日本地球化学会  
会員及び会費規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の会員及び会費に関する事項を定めることを目的とする。

(入会)

第 2 条 入会希望者は、氏名・所属・その他の必要事項を明記し、当該年度の会費を添えて本会事務局に申し込むものとする。

(学生会員)

第 3 条 定款第 5 条第 1 項に定める正会員のうち、学籍を有するものは学生会員となることができる。

2 学生会員になろうとする者は、会費を納入する際に、毎年在学を証明する書類を本会事務局に提出しなくてはならない。

(シニア会員)

第 4 条 定款第 5 条第 1 項に定める正会員のうち、毎年 7 月末日の時点で満 60 歳以上であり、かつ常勤の職を退職した者は、シニア会員となることができる。

2 シニア会員になろうとする者は、本会事務局に申告しなくてはならない。

(終身会員)

第 5 条 定款第 5 条第 1 項に定める正会員のうち、毎年 7 月末日の時点で本会および日本地球化学会の正会員となってから 20 年が経過し、かつ満 60 歳以上の者は、終身会員となることができる。

2 終身会員になろうとする者は、本会事務局に申告し、85,000 円を納入しなければならない。

(会費)

第 6 条 会費は、毎年 7 月末日までに、当該年度の会費を納入することとする。

2 会費の年額は以下の通りとする。

- (1) 学生会員、シニア会員、終身会員以外の正会員：10,000 円
- (2) 学生会員：5,000 円
- (3) シニア会員：5,000 円
- (4) 賛助会員：1 口 20,000 円

- 3 学生会員については、入会してから2年分の会費を入会時に一括で納入しようとする場合には、2年分の会費を7,000円とする（学生パック）。
- 4 終身会員および名誉会員は、会費の納入を免除する。

（改廃）

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

（附則）

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。

一般社団法人日本地球化学会  
役員候補者選挙規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の役員候補者選挙に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において役員とは、以下の役職をいう。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 監事

(選挙管理委員)

第3条 理事会は、理事から若干名の選挙管理委員を選出する。

2 選出された選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成する。

(選挙管理委員会)

第4条 選挙管理委員会は、次の職務を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補者ならびに推薦候補者の受付および発表
- (3) 投票および開票に関する事務
- (4) 開票結果の整理および発表
- (5) その他選挙の管理に必要な事項

(立候補者)

第5条 正会員・名誉会員は、役員候補者選挙の立候補者となることができる。

2 立候補者になろうとする者は、立候補者名を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(推薦候補者)

第6条 正会員・名誉会員は、役員候補者選挙の推薦候補者となることができる。

2 推薦候補者は、推薦候補者名ならびに推薦者名、および推薦候補者の承諾書を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(被選挙権)

第7条 立候補者および推薦候補者以外の正会員・名誉会員も、被選挙権をもつ。

(選挙)

第8条 正会員・名誉会員は、役員候補者選挙の選挙権をもつ。

- 2 選挙は、会長、副会長、理事および監事それぞれの役職ごとに行う。
- 3 会長候補者の選挙は単記無記名投票、副会長候補者および監事候補者の選挙は2名連記無記名投票、理事候補者の選挙は20名連記無記名投票とする。

(会長候補者および副会長候補者の選出)

第9条 正会員のうち、会長候補者選挙の最も得票数の多い者を、会長候補者として選出する。

- 2 正会員のうち、副会長候補者選挙の得票数上位2名を、副会長候補者として選出する。
- 3 得票数が同数である場合には、満年齢の高い者を選出する。
- 4 会長候補者および副会長候補者は、理事候補者を兼ねる。

(理事長候補者及び監事候補者の選出)

第10条 正会員のうち、理事候補者選挙の得票数上位20名を、理事候補者として選出する。

- 2 正会員のうち、監事候補者選挙の得票数上位2名を、監事候補者として選出する。
- 3 得票数が同数である場合には、抽選により選出する。

(再任)

第11条 理事を連続して2期務めた者は、任期満了直後の期の理事候補者になることはできない。ただし、会長、副会長、学会誌編集長については、2期を越え、連続で理事候補者になることができる。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。

一般社団法人日本地球化学会  
幹事及び幹事会規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人地球化学会（以下、「本会」とする。）の幹事及び幹事会に関する事項を定めることを目的とする。

(幹事)

第2条 本会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。但し、幹事の少なくとも半数は理事であることを要する。

(幹事会)

第3条 幹事会は、会長、副会長、幹事および学会誌編集委員長から構成される。

(業務)

第4条 各幹事および学会誌編集委員長は次に掲げる業務を分担する。

(1) 庶務幹事

- (イ) 総会、理事会及び幹事会に関する事項
- (ロ) 記録の作成・整理及び保管
- (ハ) 文書の発受及び保管
- (ニ) 表彰に関する事項

(2) 総務幹事

- (イ) 学会運営全般に関わる業務の統括
- (ロ) 学会運営の将来の方向性に関わる検討
- (ハ) その他、学会運営全般や出版業務に関する事項

(3) 会計幹事

- (イ) 現金の出納及び保管
- (ロ) 予算及び決算に関する事項
- (ハ) 補助金申請事務及び寄付の受付
- (ニ) 物品の購入・保管及び売却
- (ホ) その他会計に関する事項

(4) 企画幹事

- (イ) 年会、シンポジウムなどの企画
- (ロ) 国際交流に関する企画立案及び通信・連絡等の業務の遂行
- (ハ) その他行事や国際交流に関する事項

(5) 会員幹事

- (イ) 会員の入会、退会及び除名に関する事項
- (ロ) 会員名簿の作成
- (ハ) その他会員に関する事項

(6) 広報幹事

- (イ) 本会員への情報発信
- (ロ) 本会ホームページの維持、管理
- (ハ) 地球科学関連学会での広報活動
- (ニ) 講師派遣事業を通じて社会への情報発信

(7) Geochemical Journal 編集委員長

- (イ) Geochemical Journal 編集に関する企画立案
- (ロ) Geochemical Journal 用原稿の依頼、受付、査読、整理及び保管
- (ハ) Geochemical Journal の編集及び発行
- (ニ) その他英文発行物の編集に関する事項

(8) 地球化学編集委員長

- (イ) 地球化学編集に関する企画立案
- (ロ) 地球化学用原稿の依頼、受付、査読、整理及び保管
- (ハ) 地球化学の編集及び発行
- (ニ) その他和文発行物の編集に関する事項

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。

一般社団法人日本地球化学会  
委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の委員会に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 委員会は、学会の活動に必要なものを理事会が設置する。

(報告)

第3条 各委員会は、活動状況を理事会へ報告する。

(委員長)

第4条 各委員会の委員長は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(委員の選任)

第5条 各委員会の委員は、理事会の承認を経て、会長または委員長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員長および委員の任期は、委員会ごとに定める。なお、再任は妨げない。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。

一般社団法人日本地球化学会  
鳥居・井上基金に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の鳥居・井上基金に関する事項を定めることを目的とする。

(基金)

第2条 本会に、鳥居・井上基金を設置する。

2 鳥居・井上基金は、本会の発展のため、本会若手会員が、会員相互および関係学術領域研究者と、協力ネットワークを形成し、コミュニケーションを促進するための集会や活動に必要な経費の補助を行う。

(「鳥居・井上基金」委員会)

第3条 鳥居・井上基金の運営のため、本会に「鳥居・井上基金」委員会を置く。

2 「鳥居・井上基金」委員会の委員は3名とし、理事会で承認する。

3 「鳥居・井上基金」委員会は、助成の対象を選考する。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。



一般社団法人日本地球化学会  
寄附金取扱規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）が受け入れた寄附金の取扱いに関する事項を定めることを目的とする。

(基金)

第 2 条 同一の者または団体から、一度に 200 万円以上の寄附金を受け入れた場合には、基金を設置することができる。

2 基金の運営については、寄附金受け入れの都度運用規程を定め、運用委員会を設置する。

(少額の寄附金)

第 3 条 前条の寄附金以外の寄附金の使途は、幹事会が定める。

2 寄附金の使途は理事会に報告する。

(改廃)

第 4 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。

一般社団法人日本地球化学会  
名誉会員選出規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の名誉会員の選出に関する事項を定めることを目的とする。

(名誉会員推薦委員会)

第2条 名誉会員推薦委員会は、会長または副会長経験者若干名、理事若干名および副会長から構成される。

- 2 名誉会員推薦委員は、理事会の承認によって選出される。
- 3 副会長のうち1名は、名誉会員推薦委員長となる。

(名誉会員)

第3条 名誉会員推薦委員会は、名誉会員候補者を選出する。

- 2 名誉会員候補者は、理事会の決議を経て、名誉会員となる。

(定員)

第4条 名誉会員は、原則として10名を超えない。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。

一般社団法人日本地球化学会  
50年会員顕彰規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の50年会員顕彰に関する事項を定めることを目的とする。

(顕彰)

第2条 50年間にわたり本会および日本地球化学会の正会員である者に対し、その功労を称え、50年会員の称号を進上するとともに、総会において表彰する。

2 50年会員は、理事会で承認する。

(会費)

第3条 50年会員は、会費を支払うことなく終身会員になることができる。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。